

「学生規則」に基づき、このガイドラインを定める。

1. 目的

本ガイドラインは、東北福祉大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体を対象に、ホームページ及びソーシャルメディアの利用に関する基本的な考え方、注意事項、手続的事項等について定めたものです。

インターネットの普及に伴い、個人や団体による情報発信や双方向コミュニケーションは容易になっており、活発さを増しています。しかしながら、その手軽さと相反するように、軽率な発言等によって人間関係におけるトラブルや社会的に影響力をもった問題や状況を生むリスクは高まっています。

ホームページやソーシャルメディアの利用には責任が伴い、法令違反があった場合には刑事罰に問われることもあるほか、民事訴訟にいたることもあります。そうした事態を生じさせないよう、本学の学生として良識のある情報発信や双方向コミュニケーションに努めてもらうため、ここにガイドラインを定めるものです。

2. ホームページとは

- (1) 本ガイドラインにおけるホームページとは、情報発信者が学内のサーバーおよび学外のレンタルサーバー等のサービスを活用して情報発信を行うウェブサイトを指します。
- (2) 本ガイドラインは、本学の学生及び学生団体が「東北福祉大学」の名称を明記して制作・作成し公開するものを対象とします。

3. ソーシャルメディアとは

- (1) 本ガイドラインにおけるソーシャルメディアとは、個人や団体が、携帯電話やスマートフォン、パソコン等の情報端末を用いてインターネットを利用し、実名あるいは匿名で簡易に情報発信や閲覧者との双方向コミュニケーションを取ることができるソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)およびブログ、掲示板サイト、画像共有サイト、動画共有サイト等を指します。具体的には、FacebookやTwitter、YouTube、mixi、2ちゃんねる等のインターネット上の各種サービスを指します。
- (2) 本ガイドラインは、本学の学生及び学生団体がプロフィール欄等に「東北福祉大学」の名称を明記してアカウントを取得し運用あるいは投稿等をするものと、それを特に明記しないで個人名や団体名あるいは匿名でアカウントを取得し運用あるいは投稿等をするものの両者を対象とします。

4. 利用にあたっての注意事項

ホームページ及びソーシャルメディアによる情報発信、コミュニケーションを行う場合には、以下の事項を遵守してください。

- (1) 日本国の法令及び本学学生規則を遵守すること。
- (2) 他人の個人情報を本人の同意を得ることなく掲載しないこと。
- (3) 人権及びプライバシーを侵害しないこと。
- (4) 著作権、肖像権、知的財産権の侵害をしないこと。
- (5) 個人及び団体を誹謗中傷したり信用や名誉を傷つけたりしないこと。
- (6) 本学の学生あるいは団体であるということの自覚をもち、公序良俗に反する記事の掲載、発言、情報の発信を行わないこと。
- (7) 他人の名前を使って、他人になりすまさないこと。
- (8) 管理人がコメントを閲覧し承認してから公開するように設定すること。
- (9) ソーシャルメディアを利用する場合には、「炎上」などの事態にならないように十分に慎重に運用すること。

※「炎上」とは「サイト管理者の想定を大幅に超え、非難・批判・誹謗・中傷などのコメントやトラックバックが殺到すること」をいいます（Wikipediaによる）。

5. ソーシャルメディアの利用にあたっての心得

- (1) 「自利・利他円満」を心がけること。

ソーシャルメディアの意義は、自らも他によって啓発されるとともに、他に有益となる情報発信や発言をすることにあります。そこで、参加するにあたってどんな貢献をするのかと考えてみるとよいでしょう。

- (2) 投稿した発言や情報は長く残るものであることを念頭に置くこと。

一度投稿した発言や情報は、基本的に削除することはできないものと考えましょう。たとえ削除したとしても、アドレスなどの属性情報や履歴はキャッシュメモリーやアーカイブシステムに残されており、完全に削除することはほとんど不可能です。そのため、投稿した情報は将来にわたって誰かによって検索されることとなります。発言や情報は誰かに転送されたり、コピーされて使われたりすることもあります。投稿者の知らないところで情報や発言は勝手に使われ、一人歩きします。そのことを踏まえて、投稿するようにしましょう。特に、一時的な感情のままにあるいは冗談や軽い気持ちで投稿をし、後になって取り消したくても取り消せず、後悔するということがないように気をつけましょう。

- (3) 投稿者の生活への影響や将来への影響、周囲への影響を考えること。

発言に対して社会から注意や非難中傷されることがないかどうか、著作権侵害や名誉毀損で訴えられることがないかどうか、就職活動や結婚活動の際にあるいは入学後や入社後に Web 検索により発信情報や発言が知られても不利になることがないかどうか、投稿した情報によって自分についての偏った印象が持たれることがないかどうか、知人・友人や家族に迷惑になることがないかどうか

か、慎重に考えて投稿しましょう。

(4) 自他の個人情報の投稿は控えること。

個人情報（住所、携帯電話、学籍番号など）を投稿すると、個人が特定され、(2)(3)で挙げたようなリスクが高まります。また、個人が特定されると、他人にアカウントを奪われてなりすまされる被害やストーカー被害に遭うリスクも高まります。自分についても、他人についても、個人が特定される可能性のある情報の投稿はできるだけ控え、投稿する際も慎重に行いましょう。

(5) 公開したプライベートな情報は不特定多数の人に知られるものと認識すること。

公開したプライベートな情報（趣味、持ち物、写真など）は、投稿者のわからないところで、投稿者の周りの人や投稿者の知らない人にも知られていることにもなります。その情報により、投稿者についての偏った印象が形成され判断されることもあります。たとえよく知っている人に閲覧を限定したとしても、一度共有された情報は転送やコピーにより見知らぬ人に広がる可能性もあります。不特定多数の人に知られると困る情報や知られたくない情報は、投稿しないようにしましょう。

(6) 正しい情報の発信に努めること。

真偽がはっきりしない情報を安易に発信・転送することは慎みましょう。特に、興味本位に扱われるような噂などの情報の発信・転送に気をつけましょう。また、不確かな情報は関係者に確認したり、根拠を調べたりして、情報の真偽を確かめるようにしましょう。

(7) 敏感な問題に関する発言や繊細な問題に関する発言に気をつけること。

政治や宗教、民族などの敏感な問題に関する発言および偏見や差別などの繊細な問題に関する発言は、批判や非難を受けやすいので、慎重にしましょう。

(8) 誤った発言や情報を発信した場合は、速やかに訂正すること。

もし誤った情報を発信してしまった場合は、その情報を削除しても、すでに誰かが保存しているかもしれません。その場合は、速やかに、誤りを率直に認め、訂正しましょう。

(9) 違法ダウンロードをしないこと。

コンテンツ（音楽や映像など）が違法にアップロードされているものであることを知りながらダウンロードすることは違法であり、刑事罰の対象になります。特に、著作権者に許可を得ていないと思われるコンテンツや販売されている映像コンテンツはダウンロードしないように気をつけましょう。

6. 申請

(1) 学生団体が「東北福祉大学」の名称を明記してホームページを開設し運用を行う場合や止める場合には、別に定める「学生団体ホームページ申請書」に必要事項を記入の上、本学学生生活支援センター学生生活支援課（以下「学生生活支援課」という。）に申請をしてください。

(2) 学生団体が「東北福祉大学」の名称を明記してソーシャルメディアの URL またはアカウントを取得し運用を行う場合や止める場合には、別に定める「学生団体ソーシャルメディア申請書」に必要事項を記入の上、学生生活支援課に申請をしてください。

7. 制作・作成と運用上の義務

- (1) 学生団体のホームページ及びソーシャルメディアの制作・作成と運用は、学生生活支援課の下で行われます。学生生活支援課の指導・指示・助言にしたがってください。
- (2) 学生個人が「東北福祉大学」の名称を明記して制作・作成したホームページについては、閲覧者が容易に認識できる場所に「このサイトにおける発言は、東北福祉大学の公式見解ではなく、制作者（作成者）個人の見解である」という旨を記載してください。
- (3) 学生個人がプロフィール欄等に「東北福祉大学」の名称を明記して URL またはアカウントを取得したソーシャルメディアについては、閲覧者が容易に認識できる場所に「このアカウントにおける発言は、東北福祉大学の公式見解ではなく、制作者（作成者）個人の見解である」という旨を記載してください。

8. リンク

閲覧者の便に供するため、学生団体のホームページ及びソーシャルメディアは、原則として、本学公式ホームページにおいてリンクを張ります。

9. 改善勧告

本ガイドラインに規定するホームページ及びソーシャルメディアは「東北福祉大学」を明記しているものであることから、閲覧者から見た場合には、本学の公式あるいはそれに準ずるアカウントや情報として認識される可能性があります。このような状況を鑑みて、本ガイドラインが遵守されていない状況が確認された場合には、学生生活支援課が、当該ホームページ及びソーシャルメディアの運用者に対して改善の勧告を行うことができるものとします。

10. サービス運営元への削除依頼等の措置

- (1) 学生生活支援課は、本学のサーバーを利用した学生団体のホームページ及びソーシャルメディアについて、9. に定める改善勧告に従ってすぐに改善しない場合は、サービス運営元への削除依頼等の措置をとることができるものとします。
- (2) 学生生活支援課は、本学のサーバーを利用した学生団体のホームページ及びソーシャルメディアについて、緊急を要すると判断したものについては改善勧告をせずにサービス運営元への削除依頼等の措置をとることができるものとします。
- (3) 学生生活支援課は、故意や常識不足等により本ガイドラインに則らずに本学のサーバーを利用した学生団体のホームページ及びソーシャルメディアを運用した学生に対して、その任から外すことができるものとします。